

公的研究費の使用に関する行動規範

株式会社神戸工業試験場

平成 29 年 9 月 1 日

この行動規範は、公的研究費を使用する上で、株式会社神戸工業試験場（以下「当社」という。）の公的研究費の運営・管理・使用に関わる研究員，事務員および管理者（以下「研究員等」という。）としての行動規範を明らかにするものである。

1. 研究員等は、公的研究費が当社の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究員等は、公的研究費の使用等に当たっては、法令や当社が定める規程等、ならびに事務処理ルールを遵守しなければならない。
3. 研究員等は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、適正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用・目的外使用・期間外使用など不正な使用は行わない。
4. 研究員は、公的研究費を計画的かつ適正に使用することに努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
5. 研究員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究員等は、公的研究費の不正使用が当社におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「公的研究費の不正防止計画」をふまえて行動する。